RAJAH & TANN ASIA
LAWYERS WHO KNOW ASIA

ラジャ・タン法律事務所 アジア法セミナー（ベトナム）

『ベトナム新法下の会社設立・ライセンス・M&A 実務』

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度ラジャ・タン法律事務所(Rajah & Tann Asia) ベトナムオフィス Rajah & Tann LCT Lawyers 法律事務所による、アジア法セミナー「ベトナム新法下の会社設立・ライセンス・M&A 実務」を開催いたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

1　**日時：2015 年 5 月 28 日（木）午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分**

2　**会場：Rajah & Tann Singapore LLP 25 階 第 1 会議室**

住所： 9 Battery Road, #25-01 Straits Trading Building, Singapore 049910
最寄駅：Raffles Place MRT より徒歩 2 分

3　**概要：**

ベトナムは豊富で若い労働力、比較的安価な賃金を背景に海外投資家から魅力的な投資先として大きな注目を集めています。2015 年 11 月、複雑だった設立・投資手続を簡素化するため、企業法と投資法の改正案が可決され、本年 7 月 1 日から施行されます。新法により海外投資家による会社設立、ライセンス取得等の事業運営、M&A は大きな影響を受けることになります。

今回のセミナー前半では、ベトナムでの企業法・投資法の基本的な枠組みを概観するとともに、新法により手続きがどのように変わるのか、具体的事案も交えご説明いたします。また、後半では投資や事業運営の際に留意すべき点について経験豊富なベトナム法弁護士、現地勤務弁護士から、ディスカッション形式で解説し、ご質問にもお答えします。

4　**講師：**　Thang Nguyen （ホーチミンオフィス所属　ベトナム法弁護士・ パートナー）
坂元　靖昌（ホーチミンオフィス所属　日本及びニューヨーク州弁護士）

Rajah & Tann LCT Lawyers 法律事務所は、ホーチミン及びハノイにオフィスを有し、M&A、コーポーレート、ファイナンス、紛争解決等のあらゆる分野のリーガル・サービスを提供するフルサービスの現地法律事務所です。

Thang 弁護士は、ベトナムにおいて10年以上のキャリアを有し、コーポレート担当パートナーとして、M&A、コーポレート、不動産法務について多くの経験を有しております。

坂元弁護士は、日本及びニューヨーク州の弁護士資格を有し、日系クライアント向けリーガルサービスのサポートをしております。タイ・バンコクの法律事務所にも出向した経験もあり、東南アジアでの取引慣行に深い知見を有しております。

その他現地仲裁、日系クライアントを含む M&A にも豊富な経験を有する弁護士が講師を務めます。

5　**言語：**セミナー前半は日本語で行い、セミナー後半及び質疑応答は英語で行い、適宜通訳いたします。

6　**対象：**シンガポール・ASEAN 地域で事業を営む、ベトナム投資にご関心ある日系企業の皆様

7　**受講料：**無料

8　**お申込方法：**

ご所属、ご氏名、e-mail アドレス、電話番号を明記の上、ラジャ・タン法律事務所ジャパンデスク japandesk@rajahtann.com まで e-mail にてお申し込みください。

（恐縮ですが会議室席数に限りがございますので、定員になり次第締め切らさせていただきます。 何卒ご了承ください。）

お電話によるお問い合わせは（+65 6232 0163 担当： Mei Yeng Toh）までご連絡ください。

敬具